

48-2 めっき職種(溶融亜鉛めっき作業)

2010.12.13

<p>作業の定義</p>	<p>溶融している亜鉛の中に製品(部品)を浸漬して引き上げ、製品の表面に亜鉛の皮膜を形成させる表面処理作業をいう。</p>	
<p>必須作業(移行対象職種・作業で必ず行う作業)</p>	<p>(1)溶融亜鉛めっき作業 ①前処理液の測定作業 ②溶融亜鉛めっき処理作業 1.前処理作業 2.溶融亜鉛めっき作業 3.仕上げ作業 (2)安全衛生作業 ①雇入れ時等の安全衛生教育 ②作業開始前の安全装置等の点検作業 ③めっき職種に必要な整理整頓作業 ④めっき職種の作業用機械及び周囲の安全確認作業 ⑤保護具の着用と服装の安全点検作業 ⑥安全装置の使用等による安全作業 ⑦労働衛生上の有害性を防止するための作業 ⑧異常時の応急措置を修得するための作業</p> <p style="text-align: center;">※</p>	
<p>関連作業、周辺作業(上記必須作業に関連する技能等の修得に係る作業等で該当するものを選択すること。)</p>	<p>(1)関連作業 1.電気めっき作業 2.ホイスト(揚重機等)の運転作業(特別教育、技能講習等が必要。) 3.フォークリフト運転作業(特別教育又は技能講習が必要。) (2)周辺作業 1.素材(材料)の搬送作業(作業場内) 2.製品の梱包・出荷作業 (3)安全衛生作業(関連作業、周辺作業を行う場合は必ず実施する作業) 上記※に同じ</p>	
<p>使用する素材(材料)(該当するものを選択すること。)</p>	<p>①溶融金属浴(1を必ず使用すること。) 1.亜鉛地金 2.アルミニウム地金</p>	<p>②処理液、処理用素材(材料)(必要に応じて使用すること。) 1.アルカリ脱脂剤 2.酸洗い液 3.フラックス処理剤 4.塩化アンモニウム又は塩化亜鉛・アンモニウム粉末 5.溶剤洗浄剤</p>
<p>使用する機械、設備、器工具等(該当するものを選択すること。)</p>	<p>①機械、設備等(一つ以上必ず使用すること。) 1.アルカリ脱脂槽 2.めっき槽 3.水洗槽 4.酸洗い槽 ②器工具等(3を含む二つ以上必ず使用すること。) 1.めっき治具 2.各種手工具類 ③計測器等(一つ以上必ず使用すること。) 1.比重計 2.温度計 3.膜厚計</p>	<p>5.温水槽 6.遠心分離機 7.ホイスト(揚重機等) 8.フォークリフト 3.各種保護具 4.各種電動工具 4.ハンマ試験機器 5.曲げ試験機 6.硫酸銅試験装置</p>
<p>製品の例</p>	<p>1.農業施設(温室、牛舎の柱・梁等) 2.体育施設(屋外競技場、屋内プール、体育館等の柱・梁等) 3.道路施設(防音壁支柱、ガードレール、道路標識柱、照明柱、グレーチング等) 4.土木工事用鉄筋(腐食環境で使用される溶融亜鉛めっき鉄筋等) 5.橋梁部材(大型の箱桁橋梁、跨線橋等の部材) 6.鉄塔部材(電力鉄塔、無線鉄塔等の部材) 7.架線金物(電力鉄塔等に使用される架線金物、ボルト・ナット、小物部品等) 8.駅舎部材(屋外露出型鉄骨等) 9.階段(ビルやマンションの非常階段等) 10.駐車場(自送式、機械式) 11.一般鋼材、パイプ(ガス、足場) 12.建築鉄骨物(倉庫、工場屋外露出部、ビル屋上塔屋部等)</p>	
<p>移行対象職種・作業とはならない作業例</p>	<p>1.金属塗装作業 2.金属熱処理作業 3.アルミニウム陽極酸化処理作業 4.溶射作業 5.プラスチック成形作業 6.貴金属装身具製作作業 7.上記の関連作業及び周辺作業のみの場合</p>	